地域中核事業者経営発展支援事業費補助金交付規程

令和３年４月３０日制定
鹿児島県商工会連合会

（通則）

第１条　地域中核事業者経営発展支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については，補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。），補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。），鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第１号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか，この規程の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　小規模事業者　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成５年法律第51号)第２条に規定する小規模事業者をいう。

(2)　地域中核事業者　将来にわたり地域の経済やコミュニティの機能維持に貢献しうる小規模事業者であって，次のア～ウ及びカに掲げる要件を全て満たし，かつエ又はオの要件を満たす小規模事業者をいう。

ア　鹿児島県内で３年以上継続的に事業を営んでいること。

イ　直近３か年の決算のうち２期以上の経常赤字がなく，かつ，直近の決算が債務超過の状態にないこと。ただし，青色申告をしていない個人事業者については，直近３か年の決算のうち２期以上の経常赤字がないこと。

ウ　補助事業に取り組むことにより，今後５年間で，当該小規模事業者の売上高，売上総利益または経常利益の増加が見込まれること，または当該小規模事業者が事業を営む地域における雇用の増加や従業員の処遇改善等が見込まれること。

エ　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する県内の商工会議所または商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する県内の商工会に加入していること，または補助事業開始年度までに加入予定であること。

オ　地域のボランティア活動に参加していること，または直近３か年で地域の公的団体主催のイベント等への出展や管内市町村事業等への協力を行っていること。

カ　次に掲げる「補助事業者として不適格な者」のいずれにも該当しないこと。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者をいう。

(ｲ)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(ｳ)　物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第３条第１項に基づく指名停止を受け

ている者

(ｴ) 暴力団であると認められる者

(ｵ) 役員等が暴力団員等であると認められる者

(ｶ) 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与していると認められる者

(ｷ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

(ｸ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められる者

(ｹ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(ｺ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

(ｻ) エからコまでに掲げる者の依頼を受けて補助金の交付を受けようとする者

(ｼ) 鹿児島県税を滞納している者

(ｽ) 公序良俗に反する事業を行う者

(ｾ) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第２条に規　定する風俗営業など）を行う者

(3) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員等　鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。

(5) 役員等　法人にあっては非常勤を含む役員，支配人，営業所等（営業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。），法人格を有しない団体にあっては代表者，理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。

(6) 補助事業　補助金の交付の対象となる地域中核事業者経営発展事業をいう。

(7) 補助事業者　補助事業を行う者をいう。

(8) 補助対象経費　補助金の交付の対象となる経費をいう。

（補助金交付の目的）

第３条　補助金は，補助事業者が行う補助事業に要する経費の一部を補助することにより，地域中核事業者が取り組む販路開拓や生産性向上，事業承継等の取組を支援し，地域中核事業者及び地域の持続的発展を促進することを目的とす

る。

（交付の対象及び補助率等）

第４条　補助事業者に交付する補助金の交付対象は，補助事業者が行う以下の事業を実施するために必要な経費のうち，補助対象経費について，予算の範囲内において交付する。

(1)　既存の顧客・商圏を超えた販路開拓

(2)　新商品開発・商品改良

(3)　生産性向上，多様な人材の活躍・多様な働き方を可能とする環境整備及びサプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資

(4)　働き方改革の推進

(5)　人材確保の推進

(6)　事業承継の推進

(7)　買い物弱者支援など地域コミュニティの福祉向上に係る事業

(8)　災害や感染症など予期せぬ事象の発生に備えた事業継続力の強化

(9)　その他鹿児島県商工会連合会（以下「県連合会」とする。）が認める事業

２　補助金の補助限度額は100万円とし，補助率は補助対象経費の３分の２以内とする。

３　補助対象経費は，補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

４　本事業の補助金の交付のための要件は次の各号に掲げるものとする。

(1)　第２条第２号に規定する地域中核事業者であること。

(2)　国や本県の他の補助金等を活用する者でないこと。

５　補助対象経費の区分は，別表のとおりとする。

６　補助金の交付額は，補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし，補助金の交付額は補助限度額を超えないものとする。

（補助事業の実施期間）

第５条　事業実施期間は，交付決定の日から令和４年１月31日までの間の事業完了日までとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，補助金交付申請書（第１号様式）を県連合会が指定する日までに提出しなければならない。

２　前項の交付申請書に添付しなければならない書類は，地域中核事業者経営発展支援事業補助申込書添付書類 事業計画書（様式Ｂ）とする。

３　補助事業者は，第１項の補助金の交付の申請をするに当たって，当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし，申請時におい

て当該消費税等仕入控除額が明らかでないものについては，この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第７条　県連合会は，前条第１項の補助金交付申請書の提出があったときは，審査のうえ交付決定を行い，補助金交付決定通知書（第２号様式）を補助事業者に通知するものとする。

２　前条第１項の規定による補助金交付申請書を受領してから，当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は，30日とする。

３　県連合会は，第１項の交付決定に当たっては，前条第３項により補助金にかかる消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては，これを審査し，適当と認めたときは，当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

４　県連合会は，前条第３項ただし書による交付の申請がなされたものについては，補助金に係る消費税等仕入控除税額について，補助金の額の確定において減額を行うこととし，その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

５　県連合会は，第１項の通知に際して，必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は，前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり，補助金の交付の申請を取り下げようとするときは，交付の決定の通知を受けた日から10日以内に，補助金交付申請書取下届出書（第３号様式）を県連合会に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第９条　補助事業者は，補助事業の経費について，補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を備え，他の経理と明確に区分して経理し，常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は，前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（第13条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から５年間，保存しておかなければならない。

（内容又は経費の配分の変更）

第10条　補助事業者は，次の各号に掲げる変更事由等が生じるときは，あらかじめ補助金変更承認申請書（第４号様式）を県連合会に提出して，その承認を受けなければならない。

(1)　補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2)　補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし，各配分額の30パーセント以内の流用増減を除く。

２　前項の交付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

(1)　変更説明書（第４－１号様式）

(2)　収支予算変更内容説明書（第４－２号様式）

３　県連合会は，変更承認のみ行うときは変更決定通知書（第５号様式）により，

変
更承認に併せて変更交付決定を行うときは変更交付決定通知書（第６号様式）により行うものとする。

（契約等）
第11条　補助事業者は，補助事業を遂行するため，売買，請負その他の契約をする場合は，一般の競争に付さなければならない。ただし，補助事業の運営上，一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は，指名競争に付し，又は随意契約によることができる。
２　補助事業者は，前項の契約に当たり，契約の相手方に対し，補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
３　補助事業者は，第１項の契約（契約金額100万円（消費税等相当額を含まない。）未満のものを除く。）に当たり，経済産業省及び鹿児島県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし，補助事業の運営上，当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は，県連合会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

（債権譲渡の禁止）
第12条　補助事業者は，第７条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を県連合会の承認を得ずに，第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。

（中止又は廃止）
第13条　補助事業者は，補助事業を中止又は廃止しようとするときは，あらかじめ補助事業の中止（廃止）申請書（第７号様式）を県連合会に提出して，その承認を受けなければならない。

（事故の報告）
第14条　補助事業者は，補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに補助事業の事故報告書（第８号様式）を県連合会に提出し，その指示を受けなければならない。

（状況報告）
第15条　補助事業者は，補助事業の遂行及び収支の状況について，県連合会から報告を求められたときは，速やかに補助事業遂行状況報告書（第９号様式）を県連合会に提出しなければならない。

（実績報告等）
第16条　補助事業者は，補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は事業終了日を経過したときは，その日から起算して10日以内に実績報告書（第10号様式）に関係書類を添付して県連合会に提出しなけれ

ばならない。
２　前項の実績報告書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。
(1)　収支計算書（第10－１号様式）
(2)　支出内訳書（第10－２号様式）
(3)　収益納付に係る報告書（第10－３号様式）
(4)　その他県連合会が必要と認める書類
３　補助事業者は，前項の実績報告を行うに当たって，補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には，当該消費税等に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）
第17条　県連合会は，前条第１項の報告を受けた場合には，報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い，その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第１項に基づく承認をした場合は，その承認をされた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，補助金交付確定通知書（第11号様式）により補助事業者に通知する。
（補助金の支払）
第18条　補助金は，前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
２　補助事業者は，前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは，補助金交付請求書（第12号様式）を県連合会に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第19条　補助事業者は，補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には，消費税等の額の確定に伴う報告書（第13号様式）により，速やかに県連合会に報告しなければならない。
２　県連合会は，前項の報告があった場合には，当該消費税等の仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずる。
３　前項の補助金の返還期限は，当該命令のなされた日から20日以内とし，期限内に納付がない場合は，未納に係る金額に対して，その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（事業状況報告等）
第20条　補助事業者は，補助事業の実施後も事業の継続に努めなければならない。
２　補助事業者は，実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から５年間，毎年，当該補助事業後の状況についての事業状況報告書（第14号様式）を県連合会に提出しなければならない。
３　前項の事業状況報告書の提出は，補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間，毎年５月末までに行わなければならない。

（是正のための措置）
第21条　県連合会は，補助事業が適切に実施されていないと認めるときは，是正

のための措置を採るべきことを補助事業者に命ずることができる。
２　県連合会は，補助事業の適切な遂行を確保するため，必要があるときは，補助事業者に対し，補助事業に関し報告を求め，又は，県連合会の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り，帳簿書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問することができる。

（交付決定の取消し等）
第22条　県連合会は，第13条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には，第７条第１項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し，又は変更することができる。
(1)　補助事業者が，法令，本要綱等又は，法令，本要綱等に基づく県連合会の処分又は指示に違反した場合。
(2)　補助事業者が，補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
(3)　補助事業者が，補助事業に関して不正，怠慢，その他不適切な行為をした場合。
(4)　交付の決定後生じた事情の変更等により，補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
(5)　補助事業者が，補助事業への申請時の誓約に反し，申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
(6)　補助事業者が，第２条第９号に定める補助事業者として不適格な者に該当したとき。
(7)　補助事業者が，第５条に定める実施期限の日までに補助事業を完了しなかった場合。
(8)　補助事業者が，第16条に定める期限内に，実績報告書の提出を怠った場合。

（財産の管理等）
第23条　補助事業者は，補助対象経費により取得し，又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については，補助事業の完了後においても，善良な管理者の注意をもって管理し，補助金の交付の目的に従って，その効率的運用を図らなければならない。
２　補助事業者は，取得財産等について，取得財産等管理台帳（第15－１号様式）を備え，管理しなければならない。
３　補助事業者は，補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは，第16条に定める実績報告書に取得財産等管理台帳（第15－２号様式）を添付しなければならない。
４　県連合会は，補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり，又はあると見込まれるときは，その収入の全部又は一部を県連合会に納付させることがある。

（財産の処分の制限）
第24条　取得財産等のうち，処分を制限する財産は，取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税等相当額を含まない。）以上の機械，器具，備品及びその他の財産とする。

２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は，補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。
３　補助事業者は，前項の規定により定められた期間内において，処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは，あらかじめ取得財産の処分承認申請書（第16号様式）を県連合会に提出して，その承認を受けなければならない。

（産業財産権等に関する報告）
第25条　補助事業者は，補助事業に基づく発明，考案等に関して，特許権，意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し，若しくは実施権等設定した場合には，遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得届出書（第17号様式）を県連合会に提出しなければならない。

（収益納付）
第26条　県連合会は，補助事業者が行う補助事業の実施期間内に，補助事業の実施結果の事業化，産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは，補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県連合会に納付させることができるものとする。

（その他）
第27条　この規程に定めるもののほか，補助金の交付に関するその他必要な事項は，別に定める。

附　則
この規程は，令和３年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費の区分
設備費，広報費，展示会等出展費，合同企業説明会等参加費，知的財産権等関連経費，旅費，開発費，資料購入費，雑役務費，借料，専門家謝金，専門家旅費，車両購入費，委託費，外注費，設備処分費